公立甲賀病院地下水浄化設備整備・運営維持管理事業に係る事業者選定条件

本業務委託において事業者の参加資格について以下の通りとする。

1. 事業者に関する条件

① 本プロポーザル公告日の時点において、2023・2024年度の公立甲賀病院一般 競争(指名競争)参加資格者名簿に登録されている者であること。

※競争入札参加資格の登録を受けていない者の参加

本プロポーザル公告日の時点において、2023・2024年度の公立甲賀病院一般 競争(指名競争)参加資格者名簿に登録されていない者については、プロポーザル参 加資格確認申請書提出時までに、公立甲賀病院あて一般競争(指名競争)参加資格審 査申請書を提出し、審査を受け登録される必要がある。

様式は、公立甲賀病院ホームページの「調達情報」からダウンロードすること。

- ② 本公告日から過去10年間に300床以上の医療機関において、給水量52,000 m³/年以上の地下水浄化設備整備・運営維持管理事業を主たる受託者として受託し、履行した実績を1件以上有する者であること。(契約書の写し又は契約を証する書類・資料等を添付のこと)
- ④ 本委託業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ⑤ 共同企業体(JV 方式)による参加は不可とする。
- ⑥ 本社・支社・営業所等のいずれかにおいて、連絡等が十分とれる体制のもとに各業務 が円滑に行えること。
- ⑦ 業務の再委託(全部委託)は不可とする。
- 2. 事業者について、次のいずれかに該当する者は、選定対象外とする。
 - ① 本プロポーザル公告日の時点において当院・滋賀県・甲賀市・湖南市のいずれかにおいて指名停止措置を受けている者。
 - ② 地方独立行政法人公立甲賀病院契約規程第4条に定められた者。
 - ③ 最近1年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者。
 - ④ 経営不振の状態(破算手続、民事再生手続、会社更生手続もしくはその他類似の手続開始の申立がなされたときまたは特別清算手続もしくは会社整理手続が開始されたとき、または手形取引停止処分がなされたとき)にある者。
 - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、その他集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる活動を行う者。

一以上